

都市計画マスタープラン見直しについて

現在の宮津市都市計画マスタープラン

□都市計画マスタープランとは

□宮津市の概況

1. 宮津市の位置、地形
2. 人口の状況
3. 産業の状況
4. 都市基盤等の状況

□地域別の現況と地域特性

1. 地域別の現況
2. 地域別の特性

□将来目標の設定

1. まちづくりの理念と目標
2. 将来フレームの検討

□全体構想

1. 将来都市構成の設定
2. 土地利用の方針

□都市整備方針

1. 都市施設整備の方針
2. 景観形成の方針
3. 住宅・住環境整備の方針
4. 都市防災の方針

□地域別構想

1. 市街地地域
2. 天橋立周辺地域
3. 橋北地域
4. 東部地域

□これからのまちづくりの展開

1. 市民・事業者・行政の協働の役割
2. 都市計画マスタープランの活用と今後の展開

見直し基本方針

- 現在の都市計画マスタープランの骨子を基本とし、見直しを検討する。
- 新総合計画に即したものとする。
- 具体の都市計画については「地域地区」の見直し検討を想定する。(令和3年度)
(都市施設及び市街地開発事業は、見直しもしくは事業等が完了)

第2回策定委員会 (9月予定)

- ・総合計画、「宮津市の概況」「地域別の現況と地域特性」を踏まえ、将来目標の設定を議論。
- ・現況、特性について「新たな観点」のご提案のお願い。
- ・将来目標について必要に応じて総合計画担当部署とも出た意見を共有。

第3回策定委員会 (10月予定) 都市計画(地域地区)の見直しについて

- ・地域地区見直し方針案について議論。
(地域地区指定の背景とこれまでの評価、今後の必要性)
- ・商業、観光など各分野ごとの地域地区の見直しについて意見聴取。
(意見が出しやすいように、事例紹介<景観、宿泊施設など>)

都市計画法第十八条の二 (抜粋)

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針 (以下この条において「基本方針」という。) を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

第4回策定委員会 (11月予定)

- ・都市機能の中心的役割を果たす「拠点」、それぞれの地域特性に応じた土地利用の方向等を示す「ゾーン」を示し、将来都市構成について議論。
- ・地域地区見直しの議論を踏まえ、土地利用の方針について意見聴取。
- ・各都市整備方針について議論。

第5回策定委員会 (1月予定)

- ・全体構想を踏まえ、「地域別の区分」「地域別構想の内容」について議論。

第6回策定委員会 (3月予定) ⇒ とりまとめ

いただきたい御意見のポイント

○各分野での視点での御意見

例) 商業 … 商業地域の必要性
(宮津市に高い容積率は必要か否か)

観光 … 宿泊施設と用途地域
民泊と用途地域 (第1種低層住居専用地域)

子育て … 保育所等の周辺環境の保全

農業 … 農用地と用途地域 (重複できない)
⇒農林水産課との調整を進めることとなります

○新たに盛り込んではどうかと思う観点

例) 景観
空家
コンパクトシティプラスネットワーク

注意) 意見交換しやすいようにするために示したもので、意見を拘束するものではありません。